

## 橿原市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき請求のあった「橿原市職員措置請求」（以下「本件監査請求」という。）について、同条第4項の規定により監査した結果、次のとおり公表します。

平成26年6月27日

橿原市監査委員 北川 洋  
橿原市監査委員 多田 実

### 橿原市職員措置請求に関する監査結果について

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

##### 2 請求書の提出

平成26年5月27日

##### 3 請求の内容

請求人ら提出の住民監査請求書及び主張補充書面（以下「住民監査請求書等」という。）によると、主張事実の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

（以下（1）主張事実の要旨から（2）措置請求までについては、誤字等一部修正を加えた部分もあるが、その他は住民監査請求書等の原文のまま掲載している。）

#### （1）主張事実の要旨

橿原市長は、当時の市議会議員A、Bに対し、それぞれ平成24年8月31日に支出された平成24年度全国市議会議長会欧州都市行政調査団（以下、「本件調査団」という。）への参加負担金553,302円と平成24年9月25日に支出された費用弁償41,760円のそれぞれ違法・不当金額計595,062円、合計1,190,124円については、調査視察旅行という名前を借りた私的な観光旅行に対する支出であるので、返還請求をする等

必要な措置を求める。

法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあり、檀原市補助金等交付規則第2条（1）補助金等では、「市が交付する補助金、交付金及び負担金等」と定められている。議員2名は、本視察旅行において「公益」は全くなく私的に使っていることから、法第232条の2に反した支出であり、違法・不当である。

また、地方財政法第4条には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とある。本視察旅行において、檀原市政には役立たない旅行であり、そもそも目的のない観光旅行であることから、地方財政法第4条に反した支出であり、違法・不当である。

- ① 当時の議員であったA議員とB議員は、「本件調査団」に参加し、平成24年10月3日から10月11日の日程で英国・ロンドン、フィンランド・ヘルシンキ、ドイツ・ヴュルツブルク～オッフエンバッハを旅行した。
- ② B議員の「欧州都市行政調査における報告書」の内容は簡単な概要説明が主で、かかった費用、効果、檀原市政に対してどのように役立てるか等の感想は書かれていない。自ら本やパソコン等での事前調査をした形跡もないお粗末な報告書である。また、これら視察の成果に関する議会での一般質問も全くされていない。
- ③ A議員の「欧州都市行政調査における報告書」の内容は簡単な日程と訪問先の説明だけで、かかった費用、効果、檀原市政に対してどのように役立てるか等の感想は書かれていない。自ら本やパソコン等での事前調査をした形跡もないお粗末な報告書である。報告書の末尾に「以上の調査で得た貴重な経験と知識を今後の檀原市の発展や施策の推進に参考にして寄与したいと考えている。」と書かれているが、これら視察の成果に関する議会での一般質問も全くされていない。それどころか、このすぐ後の12月議会では次の選挙には出馬しない、議員を引退するとの表明がされた。
- ④ 「本件調査団」は絶対に参加しなければならないものではない。参加者は合計でたった26名、うち奈良県では檀原市の議員2名だけである。インターネットを通じ、居ながらにして手に入る時代となり、海外研修制度の意義は薄れている。他府県も東日本大震災以降に自粛・廃止の方向に進んでいる。
- ⑤ 真剣に檀原市政の課題と向かい合い、そのための視察であれば相応の成果を持ち帰り、市政への具体的提言がなされてしかるべきであるが、それらし

きものは何も見当たらない。市民への報告もなく、欧州への観光旅行であり、市税の無駄遣いである。

- ⑥ 議長だけの承認で、本会議での審議が省略されて実施され、研修の目的や内容と本人負担額についてきちんと議論していなかったことも、「議員研修」を観光旅行的なものにしてしまっている。
- ⑦ 山梨県議会議員らが2009年から10年にかけて、韓国やエジプト・トルコ、米国などへの研修や視察について、「実質的には海外研修に名を借りた観光旅行中心の私的旅行というべきだ」などとして、県に対し、全額を返還させるよう命じた判決が平成26年5月19日に最高裁で確定した。（平成25年（行コ）第167号 旅費等返還請求事件）  
よって、違法・不当な公金の支出にあたる。

#### 【監査請求期間】

監査請求期間について、法第242条第2項による「1年を経過したときはこれをすることができない」に当たらない理由

「かしはら市議会だより」の「議員活動状況・議員行政視察〔政務調査費を含む〕」には、行政視察の視察日・視察先・件名・視察議員名が記載されている。しかし、本件2名の議員が「本件調査団」に参加したことについて、年4回発行されている「かしはら市議会だより」の「議員活動状況・議員行政視察〔政務調査費を含む〕」欄にもホームページにも掲載されていない。私たちは過去10年間、平成24年度以降も年4回の市議会定例会・委員会を傍聴してきたが、市議会議案・一般質問、その他議会事務局の説明は一切なかった。そのため、住民は、檀原市が議員に支出した財務会計行為を知らされなかった。（最高裁判例 昭和63年4月22日判決 最高裁第二小法廷判決・判例時報1280号）今回、本件について知ったのは、私たちが平成26年4月に提訴した平成24年度檀原市議会議員の政務調査費返還訴訟の資料とするために平成26年4月1日に情報公開請求し、平成26年4月24日に公開された文書（平成26年4月14日付 檀議第183号の2）で知ることとなった。

#### (2) 措置請求

請求人らは檀原市監査委員（以下「監査委員」という。）に対し、違法・不当金額の返還請求をする等必要な措置を求めて申立てる。

#### 4 請求の要件審査、受理

本件住民監査請求書は、平成26年5月27日に提出され同日受領したが、請求人らが主張する違法及び不当な公金の支出から既に1年を徒過していた。法第242条第2項ただし書の要件を具備しているか否かにつき、書面による形式審査では、請求人らが主張する監査請求の請求期間を徒過した正当な理由の存否について判断できないため、監査の中で審査することとし、その他の部分については法第242条第1項所定の要件は具備しているものと認め、監査委員は平成26年6月9日にこれを受理した。

なお、本件監査請求については、監査の公平性を担保するため、議会選出の大保由香子監査委員は監査を行わず、識見の監査委員のみで監査を実施した。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人らの証拠の提出及び陳述

監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人らに対し、証拠の提出と陳述の機会を設けたが、請求人らから陳述を行わない旨の意思表示があったため、陳述を実施しなかった。また、請求人らから新たな証拠の提出はなされなかった。

### 2 監査対象事項

本件調査団参加負担金及びこれに係る費用弁償の支出（以下「本件公金支出」という。）について監査の対象としたが、前記のとおり、本件監査請求は、本件公金支出から法第242条第2項に定める住民監査請求の期間制限を徒過しているため、まず、監査対象事項の事実確認を行うとともに、法第242条第2項ただし書の正当な理由の存否につき検討した。

### 3 監査対象部局

議会事務局

### 4 関係人調査

監査委員は、法第199条第8項の規定により、平成26年6月25日に議会事務局長、議会事務局副局長及び議事課長に対し、それぞれ事情聴取を行った。

## 第3 監査結果

本件監査請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

(主文)

本件監査請求は、これを却下する。

以下、その理由について述べる。

(理由)

#### 1 事実の確認

請求人らが提出した証拠及び関係人らからの事情聴取並びに監査委員事務局の調査の結果、次の事実が認められた。

##### (1) 全国市議会議長会海外都市行政調査団について

全国市議会議長会（以下、「議長会」という。）は法第263条の3に定める、地方公共団体の議会の議長が、その相互間の連絡、共通する問題協議及び処理のために設けた「全国的連合組織」であり、総務大臣への届出団体で、地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的として、国内全ての市議会をもって構成された団体である。

議長会では、例年、諸外国における地方行財政の実態や行政施策及び議会制度等について調査する海外都市行政調査団の派遣を実施し、各市議会から参加を募っている。平成24年度においては、本件調査団を含めた豪州・ニュージーランド及び米国・カナダの3調査団の派遣を計画し、平成24年4月6日付けで各市議会議長宛に案内文書を送付している。

##### (2) 本件調査団への参加及び議員派遣について

議員の派遣については、法第100条第13項において、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定されており、また、檀原市議会会議規則（昭和44年檀原市議会規則第1号）第159条第1項は「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」、同条第2項は「前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定している。そして、檀原市議会先例・事例集申し合わせ事項において、研修視察について「議員の海外派遣は、あらかじめ全体協議会で協議のうえ、会議において派遣議員を決定するのが例である。」としている。

平成24年6月20日に開催された檀原市議会全体協議会において、海外都市行政調査団等の概要と本市からの希望者の募集について議会事務局より説明があり、同日、A議員及びB議員から本件調査団への参加の旨の申出が

あった。その後、議会の閉会中であった平成24年8月17日に、橿原市議会会議規則第159条第1項及び第2項の規定により、議長において両議員の派遣が決定された。

(3) 本件調査団に係る支出及び精算について

本件調査団への参加負担金については平成24年8月31日に、費用弁償の概算旅費については同年9月25日にそれぞれ支出され、概算旅費は同年10月17日に精算され、橿原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年橿原市条例第15号）等に基づき処理されている。

2 請求期間の徒過と監査委員の判断

法第242条第2項本文は、監査請求できる期間について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定し、監査請求について時間的制限を設けている。その趣旨は、当該行為が地方公共団体の機関又は職員の行為である以上、いつまでも争いうる状態にしておくことは、法的安定性の見地から好ましいことではないので、なるべく早く確定させようとしたことにある。

前記のとおり、請求人らが平成26年5月27日に提出した本件住民監査請求書において違法・不当と主張する本件公金支出は、平成24年8月31日及び同年9月25日に支出され、同年10月17日に精算処理されているから、本件公金支出と本件監査請求との間に少なくとも1年7か月余の期間が経過しているため、法第242条第2項本文の1年の行使期間の要件を欠くことは明らかであり、請求人らも1年を徒過していることを認めている。

もっとも、法第242条第2項ただし書は、「正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、財務会計上の行為から1年経過後の住民監査請求であっても「正当な理由」がある場合は、例外的に監査請求を認めており、請求人らも本件監査請求には「正当な理由」があると主張し、その根拠として、かしはら市議会だより、ホームページ、市議会定例会・委員会等では本件調査団への参加について一切触れられず、平成26年4月24日に別件の情報公開請求の開示を受けたときに初めて知ったので、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」が存在すると主張している。

法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁判所平成14年9月12日第

一小法廷判決同旨)。そして、普通地方公共団体の住民が相当の注意力を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合も正当理由が認められると解される。したがって、「正当な理由」があるか否かについては、通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査をすれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたときから相当な期間に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。上記の住民が相当の注意力をもってする調査としては、マスコミ報道や市や議会等の広報誌等によって提供される情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるというべきである

そこで、本件監査請求につき、法第242条第2項ただし書の「正当理由」が存在するか否かを検討する。

本市では、樫原市議会情報公開条例（平成11年樫原市条例第9号）及び樫原市情報公開条例（平成10年樫原市条例第15号）を各制定し、情報公開制度を整備しており、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書は公開されており、開示請求をすることにより情報を取得し内容を知ることができる。本件監査請求の対象となる財務会計上の行為に関する平成24年度全国市議会議長会欧州都市行政調査団への参加負担金に係る支出負担行為兼支出命令書等については、平成24年8月31日、同年9月25日、同年10月17日のそれぞれの支出日等以降、誰もが、開示請求することにより閲覧可能な状態にあり、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと考えられる。

さらに、本件調査団への参加については、かしはら市議会だより及び市議会ホームページに記載はないものの、平成24年12月6日開催の平成24年樫原市議会12月定例会の本会議において議会事務報告として書面で報告されている。これは、同定例会出席者等への配布に留まるのみならず、後日発行される同定例会会議録にも掲載されており、平成25年3月5日に広報広聴課及び樫原市立図書館へ送付されている。請求人らは、過去10年間にわたり定例会等の傍聴を続けていることを住民監査請求書等で述べているところ、会議録の存在についても知ることができたと考えられ、会議録は遅くとも平成25年3月7日には広報広聴課所管の行政資料閲覧コーナーにおいて、同年4月1日には樫原市立図書館において、それぞれ誰もが閲覧できる状態に置かれていたことから、請求人らは会議録を閲覧することにより、住民監査請求をするのに必

要な財務会計上の行為の内容と十分な資料を入手することが可能であったと解される。本件監査請求は、会議録が閲覧できる状態に置かれた時点から既に1年1か月余の期間が経過しており、「正当な理由」が認められる相当な期間内になされた監査請求と認めることはできない。

また、請求人らの一人は本件調査団の派遣前の平成17年度に実施された議長会主催の海外都市行政調査団への参加に係る関係文書について、平成18年1月30日付けで情報公開請求を申請し、公開決定を受けて同年2月15日には当該文書を受け取り、議長会が主催する議員の海外都市行政調査団の派遣制度について知っていたことから、平成24年度に実施された本件調査団への参加については知ることができたと考えられる。

### 3 結論

以上のとおり、本件監査請求は監査請求期間を徒過しており、かつ、徒過したことについて「正当な理由」は存在しないから、法第242条第2項に定める要件を欠いた不適法な住民監査請求である。

以上のことから、主文のとおり判断する。